

準天頂衛星システム計画の前提となる基本事項について

平成15年8月20日
準天頂衛星システム
開発・利用推進協議会

準天頂衛星システム計画について、民間が作成した基本事業計画書の前提となる基本事項について、協議会として、以下の通り確認する。

1. 平成16年度要求の前提

(1) 総事業規模は、約1700億円。

(内訳)

○事業主体による事業費	約800億円
○関係省による研究開発費	約500億円
○測位運用担当機関及び関係省 による共通部分の応分負担	約200億円
○測位運用担当機関による測位 実用システム整備・運用	約200億円

(2) 関係省による研究開発費の目標額は、以下の通り。

(内訳)

・総務省	約125億円
・文部科学省	約230億円
・経済産業省	約105億円
・国土交通省	約35億円

(3) 共通部分の応分負担の経費は、打上げ年度までに整理・確保する。

(4) 国は、技術開発と軌道上実証、民間は事業化に責任を持つ。なお、総合科学技術会議宇宙開発利用専門調査会の検討中間取りまとめ（平成16年度政府原案策定までを目途）等を踏まえ、測位運用担当機関について、平成16年夏頃までを目途に調整する。

(5) 打上げ年度は、初号機を平成20年度、2～3号機を平成21年度とする。

2. 今後の検討事項

(1) 共通部分の応分負担の経費の分担の考え方について、早急に検討する。

(2) 計画実施（当面研究開発）に係る官民の推進・実施体制の詳細について、早急に検討する。